

## 【改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開】

労働者派遣法の改正に伴い、マージン率等の公開が義務付けられました。（法第23条第5項）  
令和5年10月1日現在の労働者派遣の実績及びマージン率等は、下表の通りです。

令和5年10月1日現在	
派遣労働者の数	109人
派遣先の数	49社
マージン率	36.9%※小数点第2位以下を四捨五入
派遣料金の一人あたりの平均額	32,908円（1日8時間あたりの平均）
派遣社員の平均賃金	20,781円（1日8時間あたりの平均）
教育訓練に関する事項	情報セキュリティ及び個人情報保護教育
	階層別・テーマ別研修
	労働安全衛生教育

マージン率には下記事項が含まれております。

- ・事業主として、負担すべき健康保険料・厚生年金保険料・労災保険料・雇用保険料
- ・派遣労働者が取得する有給休暇、特別休暇に充当した費用
- ・福利厚生費(資格取得支援、教育研修費用、慶弔見舞金など)
- ・営業、労務管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項について

- ・労使協定を締結しているか否か : 締結済
- ・労使協定対象労働者の範囲 : すべての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期 : 2025年3月31日

許可・届出番号：派13-309737

事業所名：株式会社シー・エル・エス

所在地：東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館24階